

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中エの表をオの表とし、ウの表の次に次のように加える。

エ 産業振興

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。
	甲の役割	圏域内の共同情報発信に向けて連絡調整を行う。 観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域内の共同情報発信に向けて甲に対し、情報を提供する。 観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、甲と協力して取り組む。

別表第2中アの表に次のように加える。

スポーツ合宿誘致事業	取組の内容	スポーツ合宿において必要となる体育施設、宿泊施設、交通機関等の情報を一元化し、ホームページ等を利用して情報発信を行うとともに、スポーツ合宿の受入体制の充実にに向けた調査研究を行う。
	甲の役割	スポーツ合宿の誘致に係る共同運営窓口の設置、圏域内の連絡調整、情報集約を行い、ホームページ等による情報発信を行う。 乙とスポーツ合宿の受入体制の充実にに向けた調査研究を行う。
	乙の役割	圏域内の共同情報発信に向けて甲に対し、情報を提供する。 甲とスポーツ合宿の受入体制の充実にに向けた調査研究を行う。

別表第2中アの表をイの表とし、同表にアの表として次のように加える。

ア 地域公共交通

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の公共交通の充実に図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
----------------	-------	---



甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。

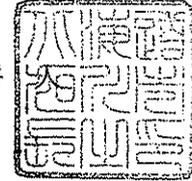
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月21日

旭川市6条通9丁目4.6番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



上川郡比布町北町1丁目2番1号

乙 比布町

比布町長 伊藤 喜代志

